

処 分 基 準 (公 表 用)

様式第 4 号

所管部(局)・課 生活衛生課

法 令 名	と畜場法 佐賀県と畜場に関する条例	法令の番号	昭和 2 8 年法律第 1 1 4 号 平成 1 5 年佐賀県条例第 1 7 号		
手 続 名	と畜場等の許可取消、使用停止等 (1 / 6)	根 拠 条 項	法第 1 8 条第 1 項、条例第 3 条の 4		
処 分 基 準	<p>都道府県知事は、次に掲げる場合には、法第 4 条第 1 項の規定による許可を取り消し、又はと畜場の設置者若しくは管理者に対し、期間を定めて、当該と畜場の施設の使用の制限若しくは停止を命ずることができる。</p> <p>1 当該と畜場の構造設備が法第 5 条第 1 項の規定による基準に合わなくなったとき。</p> <p>2 法第 5 条第 2 項の規定による獣畜の種類及び頭数の制限が定められていると畜場において、その制限によらないで獣畜のとさつ又は解体が行われるに至ったとき。</p> <p>3 法第 5 条第 2 項の規定による獣畜の種類及び頭数の制限が定められていない簡易と畜場において、通例として、1 日に 1 0 頭を超える獣畜又は生後 1 年以上の牛若しくは馬のとさつ又は解体が行われるに至ったとき。</p> <p>4 当該と畜場の設置者又は管理者が、法第 6 条又は法第 7 条第 1 項若しくは法第 6 項の規定に違反したとき。</p> <p>法第 5 条第 1 項の規定 政令で定める一般と畜場若しくは簡易と畜場の構造設備基準</p> <p>法第 5 条第 2 項 都道府県知事は、公衆衛生上必要があると認めるときは、許可を受けたと畜場につき、その構造設備の規模に応じ、当該と畜場において通例として処理することができる獣畜の種類及び 1 日当りの頭数を制限することができる。</p> <p>法第 6 条 と畜場の設置者又は管理者は、と畜場の内外を常に清潔にし、汚物処理を十分に行い、ねずみ、昆虫等の発生防止及び駆除に努め、厚生労働省令で定める基準に従い、と畜場を衛生的に管理し、その他公衆衛生上必要な措置を講じなければならない。</p>				
	対応 区分	聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	食肉衛生検査所 交付 機関	食肉衛生検査所

処 分 基 準 (公 表 用)

様式第 4 号

所管部(局)・課 生活衛生課

法 令 名	と畜場法 佐賀県と畜場に関する条例	法令の番号	昭和 2 8 年法律第 1 1 4 号 平成 1 5 年佐賀県条例第 1 7 号
手 続 名	と畜場等の許可取消、使用停止等 (2 / 6)	根 拠 条 項	法第 1 8 条第 1 項、条例第 3 条の 4
処 分 基 準	<p>法第 7 条第 1 項、第 6 項 と畜場の管理者(と畜場の管理者がいないと畜場にあつては、と畜場の設置者。)は、と畜場を衛生的に管理させるため、と畜場ごとに、衛生管理責任者を置かなければならない。ただし、と畜場の管理者が自ら衛生管理責任者となつて管理すると畜場については、この限りでない。 と畜場の管理者は、衛生管理責任者を置き、又は自ら衛生管理責任者となつたときは、その日から 1 5 日以内に、都道府県知事に、その衛生管理責任者の氏名又は自ら衛生管理責任者となつた旨その他厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。衛生管理責任者を変更したときも、同様とする。</p> <p>5 当該と畜場の設置者又は管理者が、条例第 3 条の 4 の規定による条例第 3 条の 2 各号のいずれかに該当するに至ったとき 条例第 3 条の 2 各号</p> <p>一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 条) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。)</p> <p>二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。)</p> <p>三 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>四 自己、自社若しくは第 3 者の不正な利益を図る目的又は第 3 者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者</p> <p>五 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者</p> <p>六 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>七 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p>		
	対応 区分	聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関

処 分 基 準 (公 表 用)

様式第 4 号

所管部(局)・課 生活衛生課

法 令 名	と畜場法 佐賀県と畜場に関する条例	法令の番号	昭和 2 8 年法律第 1 1 4 号 平成 1 5 年佐賀県条例第 1 7 号		
手 続 名	と畜場等の許可取消、使用停止等 (3 / 6)	根 拠 条 項	法第 1 8 条第 1 項、条例第 3 条の 4		
処 分 基 準	<p>八 役員等(法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人(営業を営む者に限る。以下同じ。)にあっては当該個人以外の者で営業所を代表する者をいう。)に第 2 号から前号までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人</p> <p>九 第 2 号から第 7 号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人</p> <p>政令第 1 条(一般と畜場の構造設備の基準)</p> <p>1 係留所、生体検査所、処理室、冷却設備、検査室、消毒所、隔離所及び汚物処理設備並びに当該と畜場内において食肉(食用に供する内臓を含む。第 5 号において同じ。)の取引が行われ、かつ、都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長。以下同じ。)が特に必要があると認めた場合には、取引室を有すること。</p> <p>2 係留所には、生後 1 年以上の牛及び馬については 1 頭ごとに、その他の獣畜については適宜に、これを係留し、又は収容することができる区画が設けられており、かつ、その床は、不浸透性材料(石、コンクリートその他血液及び汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。)で築造され、これに適当なこうばいと排水溝が設けられていること。</p> <p>3 生体検査所は、次の要件を備えること。</p> <p>イ 床は、不浸透性材料で築造されていること。</p> <p>ロ 獣畜の計量及び保定に必要な設備が設けられていること。</p> <p>ハ 法第 1 4 条第 1 項の検査の事務に従事する者の手指及びその者が使用する器具の洗浄又は消毒に必要な設備が設けられていること。</p> <p>ニ 洗浄又は消毒に必要な設備は、第 8 条第 2 項に規定する措置を講ずるために必要な数が適当な位置に設けられていること。</p>				
	対応 区分	聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	食肉衛生検査所 交付 機関	食肉衛生検査所

処 分 基 準 (公 表 用)

様式第 4 号

所管部(局)・課 生活衛生課

法 令 名	と畜場法 佐賀県と畜場に関する条例	法令の番号	昭和 2 8 年法律第 1 1 4 号 平成 1 5 年佐賀県条例第 1 7 号		
手 続 名	と畜場等の許可取消、使用停止等 (4 / 6)	根 拠 条 項	法第 1 8 条第 1 項、条例第 3 条の 4		
処 分 基 準	<p>4 処理室は、次の要件を備えること。</p> <p>イ と室、病畜と室、内臓取扱室及び外皮取扱室に区画され、各室に、直接処理室外に通ずる出入口が設けられていること。</p> <p>ロ 床は、不浸透性材料で築造され、これに適当なこうばいと排水溝が設けられていること。</p> <p>ハ 内壁は、不浸透性材料で築造されている場合を除き、床面から少なくとも 1 . 2メートルまで、不浸透性材料で腰張りされていること。</p> <p>ニ 十分に換気及び採光のできる窓が設けられていること。</p> <p>ホ 内臓検査台、内臓処理台、内臓運搬具、と肉懸ちよう器及び計量器が備えられていること。</p> <p>ヘ 獣畜のとさつ又は解体を行う者及び法第 1 4 条第 2 項又は第 3 項の検査の事務に従事する者の手指並びにこれらの者が使用する器具の洗浄又は消毒に必要な設備が設けられていること。</p> <p>ト 洗浄又は消毒に必要な設備は、法第 9 条に規定する措置及び第 8 条第 2 項に規定する措置を講ずるために必要な数が適当な位置に設けられていること。</p> <p>チ 洗浄又は消毒に必要な温湯を十分に供給することのできる給湯設備が設けられていること。</p> <p>リ 飲用に適する水を十分に供給することのできる給水設備が設けられていること。</p> <p>5 冷却設備は、食肉を十分に冷却することのできるものであること。</p> <p>6 検査室には、検査台その他検査に必要な器具が備えられ、かつ、給水設備が設けられていること。</p> <p>7 消毒所には、獣畜の部分等であつて、病畜を伝染させるおそれがあると認められるものの消毒に必要な設備が設けられ、かつ、その床は、不浸透性材料で築造されていること。</p> <p>8 隔離所には、隔離された獣畜の汚物及び汚水を消毒することのできる設備が設けられており、かつ、その床は、不浸透性材料で築造されていること。</p>				
	応 区 分	聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	食肉衛生検査所 交付 機関	食肉衛生検査所

処 分 基 準 (公 表 用)

様式第 4 号

所管部(局)・課 生活衛生課

法 令 名	と畜場法 佐賀県と畜場に関する条例	法令の番号	昭和 2 8 年法律第 1 1 4 号 平成 1 5 年佐賀県条例第 1 7 号		
手 続 名	と畜場等の許可取消、使用停止等 (5 / 6)	根 拠 条 項	法第 1 8 条第 1 項、条例第 3 条の 4		
処 分 基 準	<p>9 汚物処理設備は、次の要件を備えること。 イ 汚物だめ並びに血液及び汚水の処理設備を有すること。ただし、血液及び汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させると畜場にあつては、血液及び汚水の処理設備を設けないことができる。 ロ 汚物だめは、処理室及び取引室から適当な距離を有し、かつ、不浸透性材料で築造され、適当な覆いが設けられていること。 ハ 血液及び汚水の処理設備は、処理室及び取引室から適当な距離を有し、かつ、血液及び汚水の浄化装置を有すること。</p> <p>1 0 取引室は、次の要件を備えること。 イ 床は、不浸透性材料で築造され、これに適当なこうばいと排水溝が設けられていること。 ロ 内壁は、不浸透性材料で築造されている場合を除き、床面から少なくとも 1 . 2 メートルまで、不浸透性材料で腰張りされていること。 ハ 十分に換気及び採光のできる窓が設けられていること。 ニ と肉懸ちよう器及びハンガーレールが備えられていること。 ホ 飲用に適する水を十分に供給することのできる給水設備が設けられていること。</p> <p>1 1 その他都道府県(保健所を設置する市にあつては、市。以下同じ。)が条例で定める構造設備を有すること。</p>				
	対応 区分	聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	食肉衛生検査所 交付 機関	食肉衛生検査所

処 分 基 準 (公 表 用)

様式第 4 号

所管部(局)・課 生活衛生課

法 令 名	と畜場法 佐賀県と畜場に関する条例	法令の番号	昭和 2 8 年法律第 1 1 4 号 平成 1 5 年佐賀県条例第 1 7 号		
手 続 名	と畜場等の許可取消、使用停止等 (6 / 6)	根 拠 条 項	法第 1 8 条第 1 項、条例第 3 条の 4		
処 分 基 準	<p>政令第 2 条(簡易と畜場の構造設備の基準) 法第 5 条第 1 項の規定による簡易と畜場の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>1 処理室、検査所、消毒所及び汚物処理設備並びに生体検査及び隔離を行うために必要な敷地を有すること。 2 処理室は、次の要件を備えること。 イ 内臓及び外皮をそれぞれ各別に取り扱うことができるように、適当な区画が設けられていること。 ロ 床は、不浸透性材料で築造され、これに適当なこうばいと排水溝が設けられていること。 ハ 十分に換気及び採光のできる窓が設けられていること。 ニ 内臓検査台、と肉懸ちよう器及び計量器が備えられていること。 ホ 飲用に適する水を十分に供給することのできる給水設備が設けられていること。 3 検査所には、検査台及び給水設備が設けられていること。 4 消毒所には、消毒に必要な設備が設けられており、かつ、その床は、不浸透性材料で築造されていること。 5 汚物処理設備は、次の要件を備えること。 イ 汚物だめ並びに汚水だめ又は血液及び汚水の処理設備を有すること。ただし、血液及び汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させると畜場にあつては、汚水だめ並びに血液及び汚水の処理設備を設けないことができる。 ロ 汚物だめ及び汚水だめは、処理室から適当な距離を有し、かつ、不浸透性材料で築造され、適当な覆いが設けられていること。 ハ 血液及び汚水の処理設備は、処理室から適当な距離を有し、かつ、血液及び汚水の浄化装置を有すること。</p>				
	対応 区分	聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	食肉衛生検査所 交付 機関	食肉衛生検査所